

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第57号を発行させていただきます。

10月に入って朝晩がだいぶ涼しくなり、寝る時に掛布団が必要になってきております。風邪をひかないように気を付けましょう。

今月は、京都市内の旧三井家下鴨別邸と下鴨神社に行ってきた際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、旧三井家下鴨別邸です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税の軽減税率について その2、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**睡眠について その2** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 消費税の軽減税率について その2

今月も先月に引き続き H31 年 10 月の消費税率 10% への引上げと同時に実施される「軽減税率制度について

取り上げさせていただきます。

今回は、軽減税率対策補助金のご紹介をさせていただきます。

軽減税率対策補助金のポイント

制度の概要

H28 年 4 月より「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」の公募が始まっています。

これは、中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う場合にその経費の一部を補助する制度のことです。

2つの申請類型

複数税率対応への支援には、2つの申請類型があります。

2つの申請類型とは、複数税率対応レジの導入等支援を行う A 型、受発注システムの改修等支援を行う B 型です。

A 型 複数税率対応 レジの導入等 支援	複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。 *レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。
B 型 受発注システ	電子的な受発注システム (EDI/EOS 等) を利用する事業者

ムの改修等支援	のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。
---------	--

申請受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（H28年3月29日）からH30年1月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

A型及びB-2型	H30年1月31日までに申請 (事後申請)
B-1型	交付決定後H30年1月31日までに改修・入替を完了し、事業完了報告書を提出。 (事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません)

*上記表のB-1型とB-2型の違い

B-1型 受発注システム・指定事業者改修型	システムベンダー等に発注して、 受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。
B-2型 受発注システム・指定事業者改修型	中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入・導入して受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

申請期間がH30年1月31日までとなっており、現時点では申請期間がH30年2月以降に延長されるかどうかは未定となっておりますので、申請を検討される場合には、レジメーカーさん等を通じて詳細な情報をすぐに確認していただくことをお勧めいたします。

今回は補助金の申請期間が迫ってきておりますので、補助金のご紹介をさせていただきました。

【参考文献】

- ・中小企業庁作成リーフレット 「軽減税率対策補助金がよくわかる消費税軽減税率まるわかり BOOK」



(写真は、旧三井家下鴨別邸の中庭です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

個人所得税関連

日経新聞に「仮想通貨の利益、雑所得に 損益の相殺認めず 国税庁が見解、分類明確に」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・国税庁は今年以降の対応として ①ビットコインを使用することで生じた利益は所得税の課税対象 ②所得区分は原則として雑所得にあたる という見解を初めて示した。
- ・仮想通貨は通常の金融所得とは異なり、税制上のメリットを受けられない点が明確になった。
- ・仮想通貨の利益は給与所得などとあわせて計算され、所得に応じて5~45%の累進税率がかかる。
- ・国税庁が仮想通貨の扱いを明確にしたのは、激しい値動きに着目した投機的な取引が増えているためだ。

などと書かれておりました。

*上記の税制上のメリットは、「上場株式の譲渡損益などに認められる損益通算という仕組みの利用」、「譲渡で赤字が出た場合にその損失を3年間繰越し、将来の利益と相殺できる仕組みの利用」のことで、仮想通貨の場合は、これらのメリットが利用できないことになりました。



(写真は、旧三井家下鴨別邸の中庭です)



(写真は、下鴨神社です)

電子納税関連

日経新聞に「電子納税の環境整備 政府税調、来年度改正へ議論」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府税制調査会は、来年度税制改正に向けた議論を本格化した。柱になるテーマが ICT（情報通信技術）を使った納税環境の整備。インターネットで納税や申告の手続きを完結できるようにして納税者の利便を高める。
- ・経済の ICT 化が進み、海外ではエストニアやスウェーデンなどがスマートフォンでの申告を可能にするなど ICT を活用した申告・納税が普及している。
- ・日本は電子申告・納税サイト「e-Tax」の利用率は法人税の申告で 75%。個人の所得税申告では 52%にとどまる。自宅のパソコンで電子納税する個人は少数とみられる。
- ・電子納税への期待は企業にも高い。経団連の調査によると、負担に感じる手続きのうち「従業員の納税に関する事務」は 46.7%。電子納税が進めば利便性が高まり、事務手続きが効率化できる。

などと書かれておりました。

*現在国税では「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を税務署に提出すれば、電子納税をすることができます。地方税は統一された電子納税システムがないため、自治体ごとに対応に違いがあります。

4 睡眠について その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も先月に続きまして「睡眠」についてご紹介させていただきます。

「睡眠負債」の重大リスク

参考文献には、

- ・高血圧症は全身の動脈硬化を促進し、さまざまな臓器に障害を与える。脳なら脳卒中を、心臓なら心筋梗塞や狭心症を、腎臓なら腎不全を引き起こしかねない状態になる。7～8時間未満の睡眠の人を基準にした場合、6時間未満の睡眠の人は高血圧症リスクが 1.66 倍、6～7時間未満の睡眠の人は 1.19 倍もあることがデータ上明らかになっている。
- ・血糖値の高い状態が続くのが糖尿病だが、血糖値を下げるホルモンであるインスリンの分泌や働きが低下することが背景にある。睡眠不足だとこのインスリンの働きが悪くなることが分かっている。既に糖尿病を患っている人が睡眠不足になると、糖尿病のコントロールに悪影響を及ぼす。
- ・不眠はうつ病の前触れとしても、睡眠や精神医学会で注目されている。別の調査では初めてうつ病を発症した人の約 40%、再発した人の約 60%に不眠症状が先に見られたことが分かっている。

・がんや認知症のリスクも報告されている。

東北大学の研究では、過去1年間の平均睡眠時間が6時間以下の人は7時間の人と比べて乳がんの発症リスクが約1.6倍だということが判明した。前立腺がんの発症リスクも7~8時間の人と比べて約1.3倍になることも分かっている。

・睡眠不足は、1日当たりではわずかな時間であっても、慢性化すれば疲労が蓄積されていく。この事態は睡眠負債と呼ばれ、脳のパフォーマンスを低下させるのだ。

などと書かれておりました。

睡眠不足だけが病気になる原因ではないのかもしれませんが、睡眠不足によって生活習慣病やがん、認知症などの深刻な病気を引き起こす可能性があることが調査によって分かっているようです。人間にとって睡眠がとても大切だということをあらためて考えさせられる情報だと感じます。

自分が睡眠負債を抱えているかどうかを知る方法として「**アテネ不眠尺度**」と「**エプワース眠気尺度**」という自己診断表が参考文献で紹介されています。ここでは紹介できませんが、インターネットで上記の自己診断表を検索していただければ、見ていただくことができますのでご興味があれば、検索してみてください。簡単な質問に答えるだけです、わずかな時間ですることができます。自分が今どういう状態なのか知ることが大切だと思います。

人間が健康に日常生活を過ごすために睡眠時間と睡眠の質が重要になってくるとのことです。

今回のご紹介はここまでとなります。

睡眠について重要なことがたくさん書かれておりますので、来月も引き続き「睡眠」についての情報をご紹介しますさせていただきます。

【参考文献】

- ・快眠で差がつく・不眠で死なない 攻める睡眠 守る睡眠 週刊ダイヤモンド 2017/7/1号



(写真は、下鴨神社の凧の森です)

5 編集後記

旧三井家下鴨別邸に入館する無料招待券をいただいたので行き、すぐ近くに下鴨神社があるので、下鴨神社に参拝に行ってきました。

大学に通っていた当時上賀茂神社の近くに住んでいたため、上賀茂神社には何度も参拝しに行ったことがあったのですが、下鴨神社にはこれまで一度も参拝をしに行ったことがありませんでした。

凧(ただす)の森が以前から気になっていて、歩いてみたいとずっと思っていました。曇り空だったのが残念でしたが、とてもリフレッシュできる空間でした。また天気のいい日に歩いてみたいと思います。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。